

序章 立地適正化計画の概要

序-1 はじめに

日本の総人口は、平成 22 年（2010 年）をピークとして減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所^{※1}（以下「社人研」という。）の推計によれば、平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）までの 30 年間に約 2,078 万人の人口減少が見込まれています。また、この間、老年人口^{※2}（以下「高齢者人口」という。）の伸び率は鈍化しつつも増加する一方、生産年齢人口^{※3}及び幼年人口^{※4}（以下「年少人口」という。）は減少し、高齢化率^{※5}は上昇すると見込まれています。

※1 国立社会保障・人口問題研究所：厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに国内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

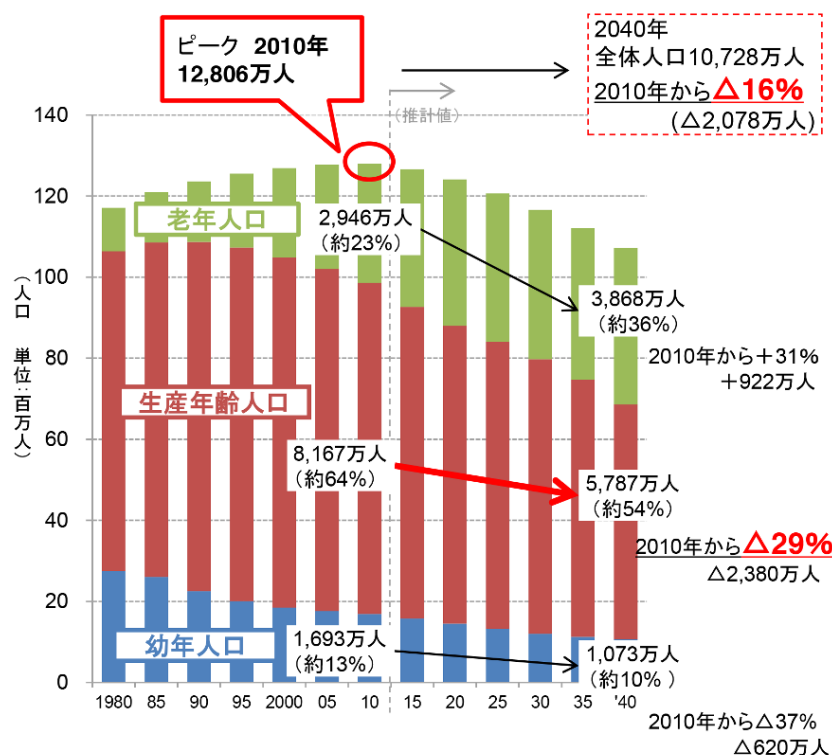
※2 老年人口：65 歳以上の人口

※3 生産年齢人口：15～64 歳の人口

※4 幼年人口：0～14 歳の人口

※5 高齢化率：総人口に占める 65 歳以上人口の割合

図 日本の人口動態



※人口実績値は国勢調査、将来推計値は国立社会保障・人口問題研究所による。

（出典：国土交通省説明会資料（平成 27 年（2015 年）6 月 1 日時点版））

このように日本は、少子高齢化の進展により、長年続いた人口増加が人口減少へと転換し、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯を中心に、高齢者人口が急増していく中で、高齢者が安心して生活し活躍することができる社会、かつ、誰もが子どもを生み育てることのできる社会を構築することが大きな課題となっています。

そこで、日本の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること等を推進していくため、都市の基本的構造の在り方について見直しを行い、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えのもと、コンパクトな都市構造へと転換していくことが重要であるとされています。

具体的には、一定区域内の人口密度を維持するとともに、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まい等の身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すことが重要であるとされています。

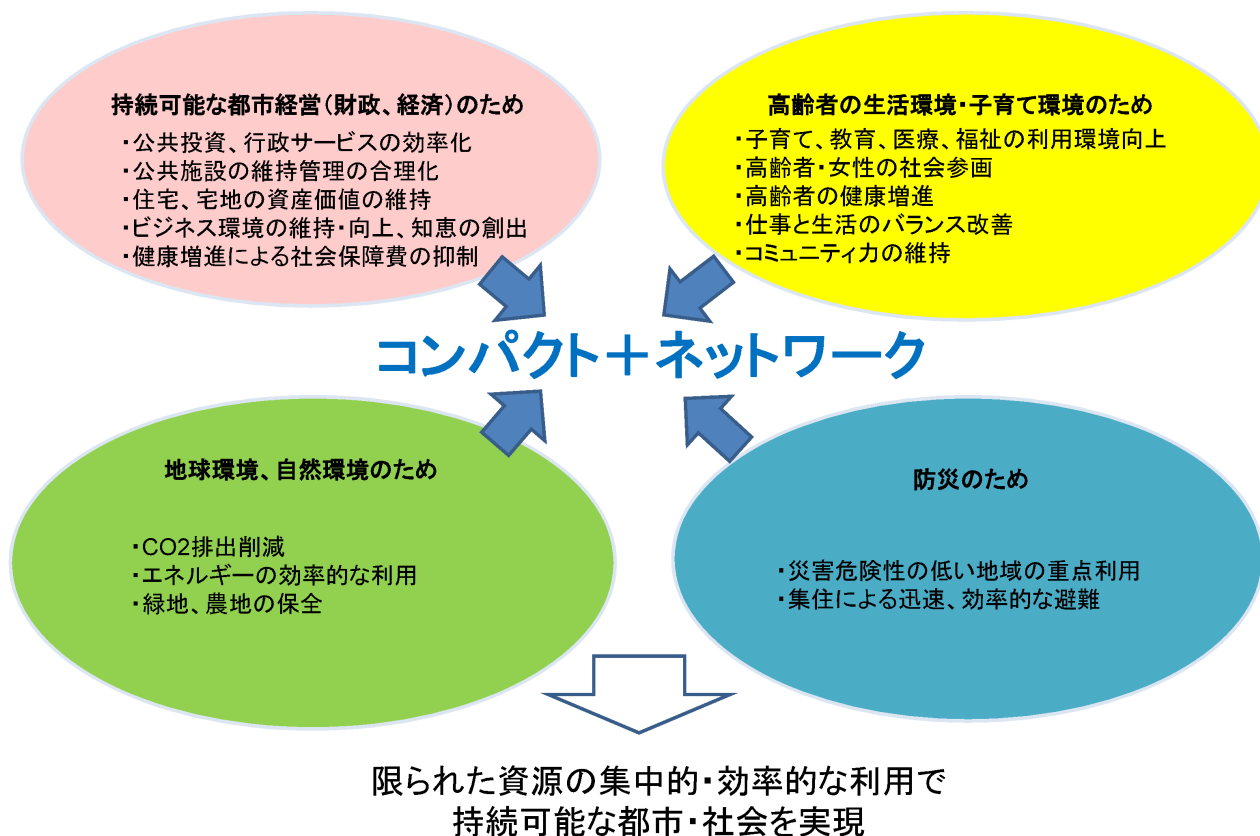
こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むため、平成 26 年（2014 年）8 月 1 日に「改正都市再生特別措置法」が施行され、市町村は、住宅及び都市機能増進施設※の立地の適正化を図るための計画（立地適正化計画）を作成することができることとなりました。

小牧市では、多くの地方都市と同様に、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、人口は平成 27 年（2015 年）以降減少傾向が続いており、あわせて少子高齢化も進んでいます。拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。また、このような人口動態の変化に加え、道路や下水道などの社会資本や公共施設の老朽化が進展しており、厳しい財政制約の下で、老朽化への対応もあわせて求められています。

そこで、この「立地適正化計画」制度を活用し、これからのまちのかたちはどうあるべきか、都市構造の観点から将来への対応を考えていくため、「小牧市立地適正化計画」を策定し、人口減少の中にあって、「住みたいまち、住み続けたいまち」の実現に取り組んでいくこととします。

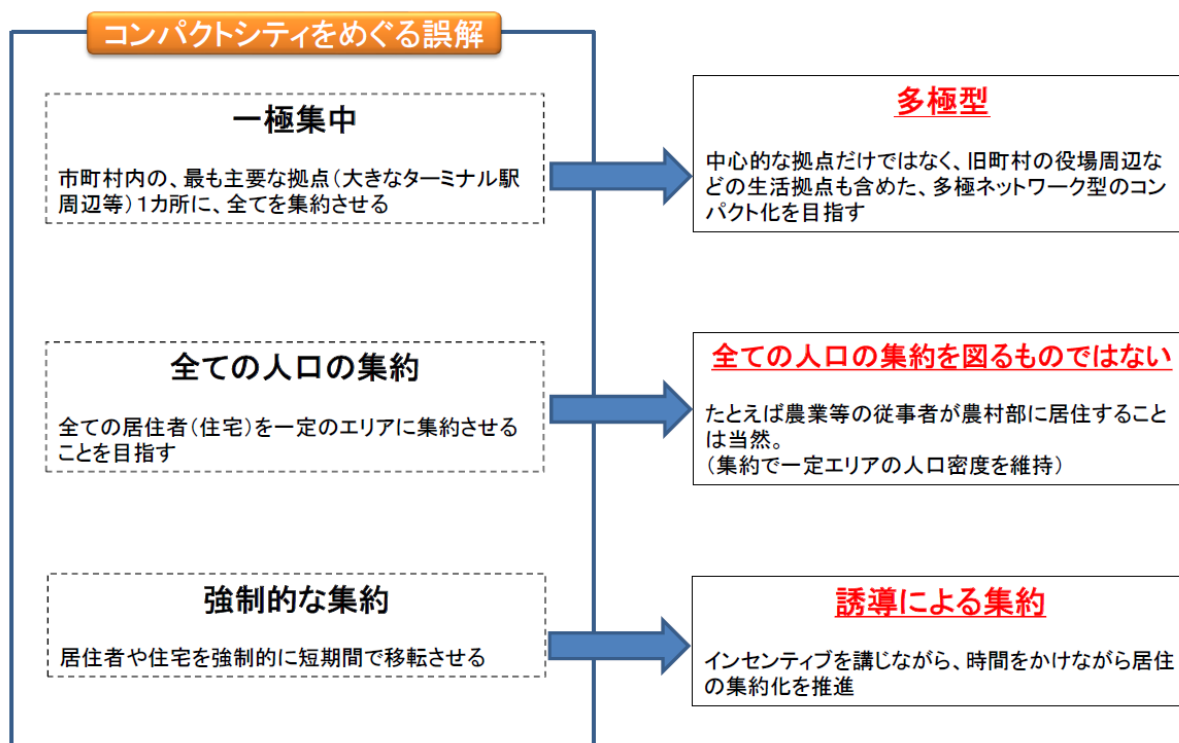
※ 都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設など居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

図 コンパクトシティの効果



(出典：国土交通省説明会資料（平成 27 年（2015 年）6 月 1 日時点版）)

図 コンパクトシティをめぐる誤解

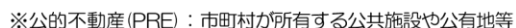


(出典：国土交通省説明会資料（平成 27 年（2015 年）6 月 1 日時点版）)

1 立地適正化計画制度とは

立地適正化計画制度の意義と役割は、次図のように表されています。

図 立地適正化計画制度の意義と役割

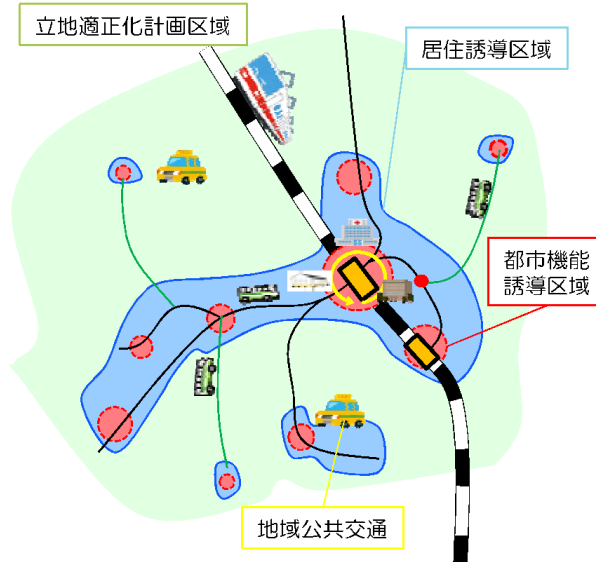


(出典：「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要パンフレット)

図 立地適正化計画制度の意義と役割

都市計画と民間施設誘導の融合

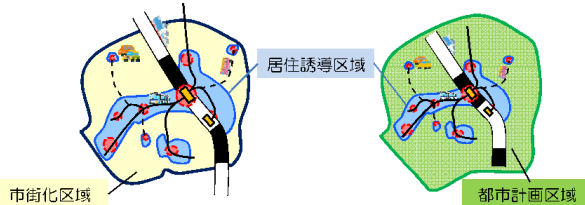
民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。



居住の誘導を図り一定の人口密度の維持を図ることが可能に。

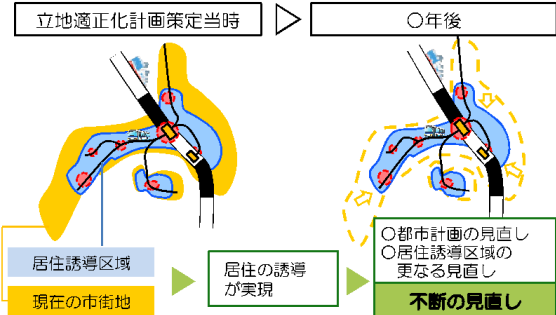
線引きの場合

非線引きの場合



時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、**時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。**



市町村の主体性と都道府県の広域調整

計画の実現には、隣接市町村との協調・連携が重要です。**都道府県は、立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されます。**

立地適正化計画

市町村がまちづくりの担い手として作成

都市計画区域マスタープラン

都道府県が広域的観点から作成

(出典：「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要パンフレット)

2 立地適正化計画のイメージ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法（以下「法」という。）の一部改正により、閣議決定された都市再生基本方針※に基づき、市町村が作成できることとなった計画です。（法第 81 条第 1 項）

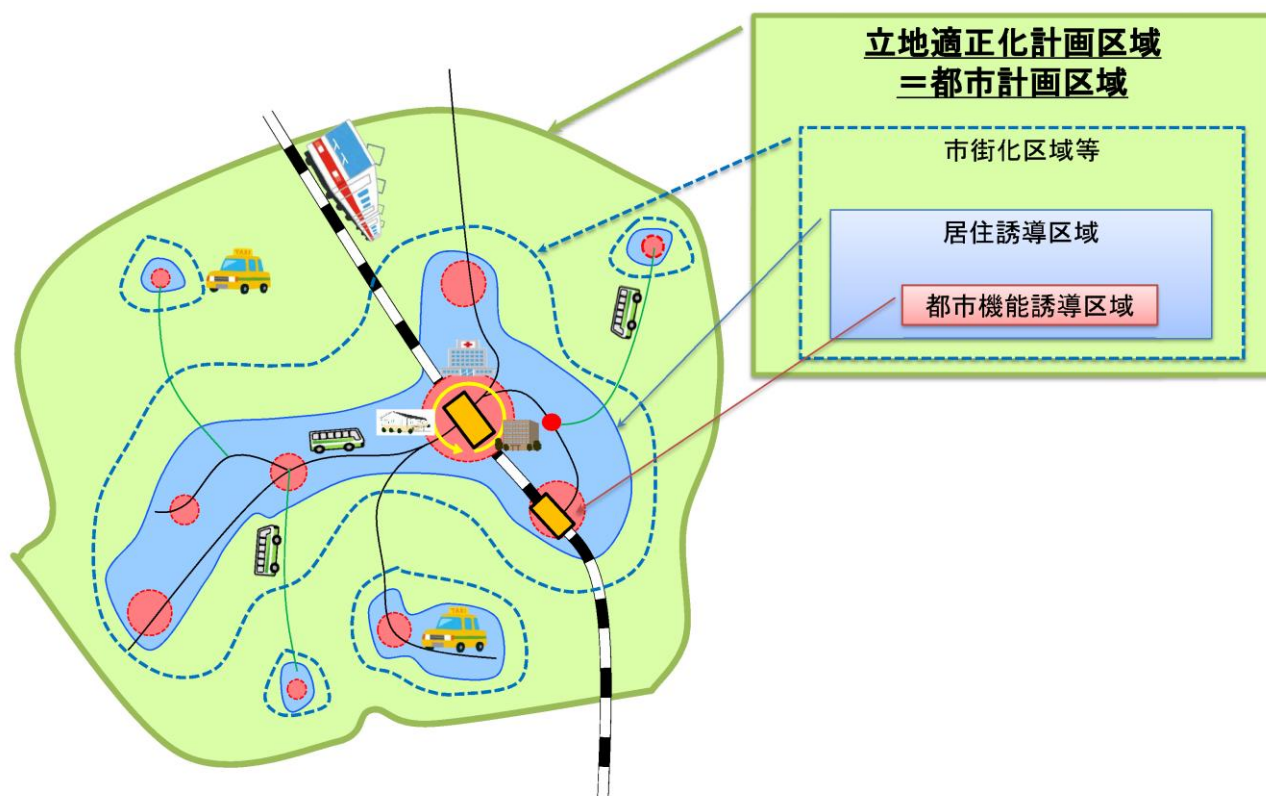
立地適正化計画には、立地適正化計画の区域が設定されるほか、居住を誘導する区域として「居住誘導区域」と医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する区域として「都市機能誘導区域」が設定されることとなります。

また、居住誘導区域内に居住する人々の都市機能への交通アクセスを確保するため、維持・充実を図る公共交通網が設定されることとなります。

立地適正化計画の大まかなイメージは、次図のとおりとなっています。

※ 都市再生基本方針：都市再生特別措置法の規定に基づき、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針として政府が定めるもの。

図 立地適正化計画のイメージ



（出典：都市計画運用指針における立地適正化計画制度に係る概要（平成 28 年（2016 年）9 月 1 日時点版）

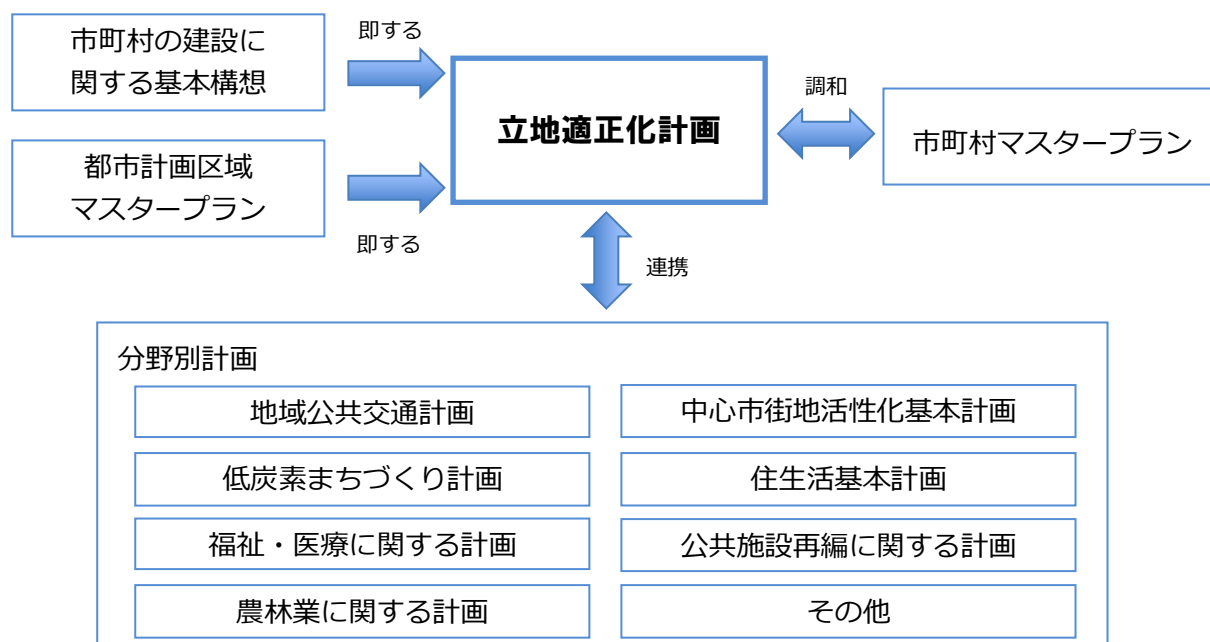
3 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画と密接に関係するため、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想（以下「市町村の建設に関する基本構想」という。）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針^{※1}（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）に即するとともに、市町村の都市計画に関する基本的な方針^{※2}（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれるように配慮されたものでなければならないとされています。（法第 81 条第 17 項）

また、法定事項が記載された立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、市町村マスタープランの一部とみなされます。（法第 82 条）

さらに、立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するものであるため、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な分野の計画との連携が求められています。（都市計画運用指針（本計画策定時点における最新版は、「第 12 版 都市計画運用指針（令和 6 年（2024 年）3 月一部改正）」であり、以下の引用についても同版を指すものとする。））

図 立地適正化計画の位置づけ



※1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：都市計画法の規定に基づき、一市町村を超える広域的観点から、区域区分を初めとした都市計画の基本的な方針として都道府県等が定めるもの。

※2 市町村の都市計画に関する基本的な方針：都市計画法の規定に基づき、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、市町村の定める都市計画の方針を定めるもの。

4 立地適正化計画で記載する事項

(必須事項)

立地適正化計画には、その区域を記載するほか、概ね次に掲げる事項を記載するものとされています。(法第 81 条第 2 項)

記載事項	基本的な考え方等
立地適正化計画の区域	・計画の対象範囲を画するものであり、居住誘導区域や都市機能誘導区域等は、立地適正化計画の区域内でないと定めることができないほか、誘導区域外の届出義務も立地適正化計画の区域内でのみ課されることとなります。 ・都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となります。
立地の適正化に関する基本的な方針	・中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像の設定と、その実現のための主要課題を整理し、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現する上での基本的な方向性を記載します。
居住誘導区域	・一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域です。 ・区域の設定とあわせ、居住の誘導を図るために財政上、金融上、税制上の支援施策等を記載します。
都市機能誘導区域	・医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する区域です。 ・区域の設定とあわせ、都市機能の誘導を図るために財政上、金融上、税制上の支援施策等を記載します。
誘導施設	・都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設を指し、当該区域に必要な施設を誘導施設として設定します。
防災指針	・防災指針は、居住の誘導や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と合わせて記載します。

(任意事項)

上記のほか、必要に応じ以下の事項について立地適正化計画に記載することができます。(法第 81 条第 2 項～第 16 項)

記載事項	基本的な考え方等
都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業	・都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業等を記載します。
居住環境向上施設	・居住誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市の居住者の日常生活に必要な施設であって、居住環境の向上に資するものを設定します。
駐車場配置適正化区域	・歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域です。
老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項	・居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地の誘導の促進に資する老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項を記載します。
立地誘導促進施設に関する事項	・居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であり、居住や都市機能の誘導の促進に資するもの(以下「立地誘導促進施設」という。)を記載します。 ・立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域並びに当該立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載します。
低未利用土地利用等指針等	・住宅、都市機能の立地及び立地の誘導を図るための低未利用土地の利用及び管理に関する指針に関する事項を記載します。
跡地等管理区域	・居住誘導区域外において、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理をするために設定する区域です。 ・区域の位置とあわせ、跡地等の適正な管理を図るための指針を記載します。

5 立地適正化計画の作成手順

市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会※の意見を聴かなければならないとされています。(法第 81 条第 14 項)

また、立地適正化計画を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、都道府県に立地適正化計画の写しを送付しなければならないとされています。(法第 81 条第 15 項)

※ 市町村都市計画審議会：都市計画法その他法令でその権限に属させられた事項の調査審議のほか、市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議等を行う機関。

序-3 小牧市立地適正化計画の策定方針

1 策定目的

小牧市（以下「本市」という。）では、高度経済成長期以降の積極的な工場誘致と中部の空の玄関県営名古屋空港、さらには名神高速道路・東名高速道路・中央自動車道の3大ハイウェイの結節点という立地条件にも恵まれ、陸上交通要衝都市の性格を有する内陸工業都市として発展し、市街地が急速に拡大しました。

こうした人口増加局面の中においても、本市の中心部を南北に縦断する名古屋鉄道小牧線（以下「名鉄小牧線」という。）沿線における土地区画整理事業等の基盤整備により、長年に亘り計画的なまちづくりを進めてきた結果、中心部は住宅系の市街地、郊外部は工業系の市街地といった概ねコンパクトな市街地が形成されており、また、近年における公共交通ネットワークの再編により、どの場所にも比較的容易に移動できる暮らしやすいまちとなっています。

しかしながら、今後、人口減少やさらなる少子高齢化が進む状況のなかで、生活サービスの提供が困難となるほか、地域活動の担い手の不足による地域コミュニティの低下が懸念され、現在の暮らしが損なわれることが危惧されることから、市民生活の利便性や公共交通の持続性の確保といった、将来を見据えたまちづくりへの転換が必要となっています。

現在、小牧市都市計画マスタープランでは、都市づくりの目標として「居住や都市機能が集積した集約型都市づくり」や「車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくり」を掲げています。

そのため、小牧市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）は、小牧市都市計画マスタープランの高度化版として、同マスタープランで掲げる基本理念や都市づくりの目標をもとに、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるような都市構造についての考え方を盛り込むとともに、将来的に目指すコンパクトシティの具体像、実現のための主要課題と施策等について示すことにより、小牧市型コンパクトシティの形成を具体的に進めるために策定を行うものです。

2 検討体制

本市では、多様な関係者で構成する「小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定委員会」と庁内関係部局の職員により構成する「小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定部会」を設置し、本計画の方向性検討の中核を担っていただくとともに、関連する各政策分野に係る会議などの組織と個別に協議・調整を図りながら検討を進めました。

3 作成手順

本市では、本計画の検討初期の段階において市民アンケートを、計画案の段階においてパブリックコメントを実施し、広く一般からの意見を募るとともに、「小牧市都市計画審議会」に対し、計画案に対する意見を聞きながら作成を進めました。

4 周辺自治体との連携・調整

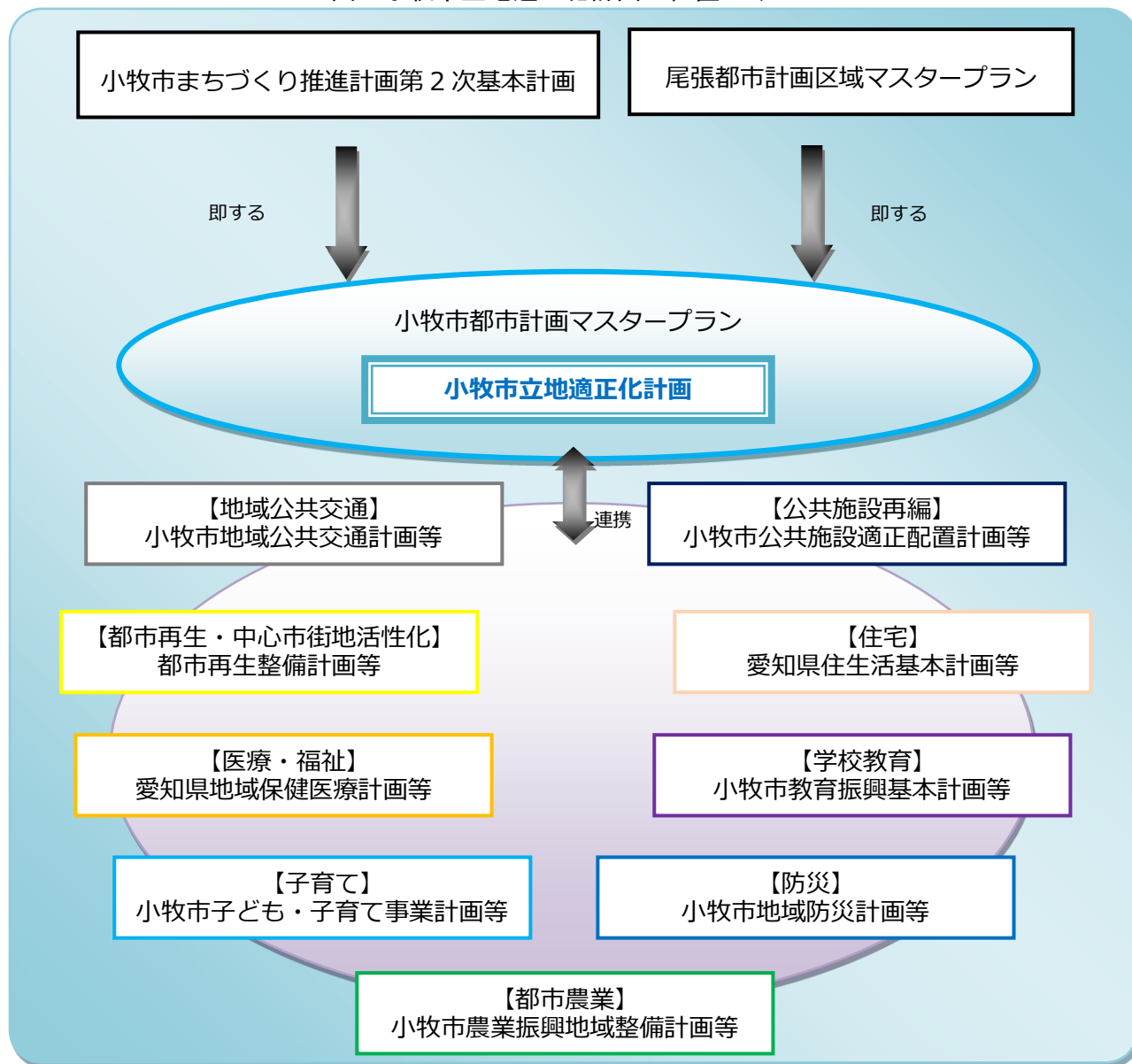
立地適正化計画の内容の実現のためには、隣接市町村等との協調・連携が重要とされています。（都市再生基本方針）

このため、本計画の検討を進めるにあたり、愛知県が実施する「立地適正化計画に関する情報連絡会議」において、県内自治体との情報交換を行うとともに、個別に情報提供と意見交換を実施しました。

5 計画の位置づけ

本計画は、「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」や愛知県が策定した「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「尾張都市計画区域マスタープラン」という。）」に即しつつ、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針は「小牧市都市計画マスタープラン」とみなされます。また、愛知県及び本市が策定した各分野の計画を関連計画に位置づけて連携・整合を図っていきます。

図 小牧市立地適正化計画の位置づけ



6 対象区域

立地適正化計画の区域は都市全体を見渡す観点から、都市計画区域[※]全体を立地適正化計画の区域とすることが基本とされています。（都市計画運用指針）

そのため、本市では、市域全域が都市計画区域に指定されていますので、本計画の対象区域は、市域全域とします。

※ 都市計画区域：都市計画法の規定に基づき、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況等から総合的に判断し、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として指定されるもの。

7 見直しの考え方

立地適正化計画の検討にあたっては、一つの将来像として、概ね 20 年後の都市の姿を展望することが考えられますが、あわせてその先の将来も考慮することが必要であるとされています。また、概ね 5 年ごとに評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきであるとされています。（都市計画運用指針）

そのため、これらのことに鑑み、本計画の終期は定めず、策定時及び概ね 5 年ごとの評価の都度、その 20 年 + α 先を展望して、見直しを行うこととします。

なお、本計画の策定年月は平成 29 年（2017 年）2 月付けですが、人口分析の実施時期が平成 27 年（2015 年）であるため、本計画で人口分析において、「現在」を平成 27 年（2015 年）、「20 年 + α 先」を平成 52 年（2040 年）と設定しています。

序-4 関連計画の整理

1 小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画

(1) 策定年次

令和6年（2024年）2月

(2) 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）

(3) 都市ビジョン

都市ビジョン①「こども夢・チャレンジNo.1都市」

こどもの夢への挑戦をまち全体で応援していくことで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、あたたかく支え合い、暮らしやすい魅力あふれるまちをつくっていくことをイメージした都市概念です。夢やチャレンジの象徴であり、次代の地域を担うこどもたちの様々なチャレンジを地域全体で応援することで、すべての世代が暮らしやすい、あたたかい支え合いのまちづくりへとつなげる『こども夢・チャレンジNo.1都市』を目指します。

都市ビジョン②「健康・支え合い循環都市」

幸せな高齢社会を実現するために、市民の健康づくりを支援し、支え合いの地域づくりに力を注ぎ、「健康」と「支え合い」の地域内循環を目指す小牧市独自の取組をイメージした都市概念です。市は、スポーツを通じた健康増進を図り、様々な学びを通じて、より豊かな自分らしい人生を送ることができるようにするとともに、市民が様々な場面で主体的に活躍できる環境づくりを進めます。そして、市民活動や地域自治の充実拡大を通じて「暮らしの安心」を支える地域での支え合い助け合い活動を促進することにより、高齢者をはじめ、市民が安心して暮らし続けることのできる『健康・支え合い循環都市』を目指します。

都市ビジョン③「魅力・活力創造都市」

若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思える魅力ある都市と、経済・雇用・財政の基盤が確立された活力ある都市の創造をイメージした都市概念です。本格的な人口減少時代に突入し、このまま若い世代が減り続ければ、まちの活力が失われてしまいます。そこで、若い世代が住みたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めることにより地域活性化を図っていきます。そして、地域経済を支援し、バランスの良い産業集積を今後も持続的に高めることにより、経済・雇用・財政の基盤が確立された、将来にわたって輝き続ける『魅力・活力創造都市』を目指します。

(4) 市政戦略

戦略1 すべてのこどもたちが夢を育みチャレンジできる環境を創出

本市の誇る「子育て支援が充実している」姿を一層高めるため、家庭環境や境遇に関わらず、すべてのこどもたちが夢を育み、夢へのチャレンジをまち全体で応援できる環境を構築するとともに、来るべき未来社会を見据え、こどもたちが社会の変化とともに自らを成長させ続け、生き抜いていける確かな力を身につけるための環境を整備します。

重点事業1－1 こどもたちの夢への挑戦を応援

重点事業1－2 子育て家庭への支援を強化

重点事業1－3 未来を見据えた教育環境の整備

戦略2 “健康・生きがいづくり”と“支え合いの地域づくり”の循環により、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる「活力ある高齢社会(小牧モデル)」を構築

すべての市民が健康で生きがいのある人生を生きつつ、市民同士が地域で互いに支え合い助け合う、「健康」と「支え合い」が循環する仕組みを構築します。健康づくりでは、人生100年時代の到来に備え、生涯にわたって元気に活躍できるよう、心身ともに「健康」な状態を保つとともに、支え合い活動では、個人の学びを地域に還元できる支え合いの担い手を育成します。

重点事業2－1 人生100年時代の健康づくり

重点事業2－2 生涯学習を通じた生きがいづくりと地域を支える人材育成

重点事業2－3 健康づくり・地域の支え合い活動の循環

戦略3 「住みたい」「働きたい」「訪れたい」魅力あふれる小牧を創造

市民の愛着や誇りを醸成し、市内外から支持される魅力あるまちづくりを進めるとともに、本市の強みであるバランスの良い産業集積を持続的に高め、企業の新事業展開や生産性の向上を支援し、将来にわたって経済・雇用・財政の基盤が確立された活力あるまちを構築します。「小牧市中心市街地グランドデザイン」による中心市街地の魅力とにぎわいを創出するとともに、「東部振興構想」に基づく新たな魅力の創出や魅力の再発見を通じて、誰もが暮らしたくなる東部のまちづくりを進めます。また、北西部地区についても、道路や北西部地区公園などの基盤整備を計画的に進めます。

重点事業3－1 関係人口の拡大・深化

重点事業3－2 魅力と活力ある中心市街地の創出

重点事業3－3 夢と希望あふれる東部地域の振興

重点事業3－4 市内産業力の強化と地域経済の活性化

2 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(尾張都市計画区域マスタープラン)

(1)策定年次

平成 30 年 (2018 年)

(2)目標年次

令和 12 年度 (2030 年度)

(3)都市づくりの基本理念

広域からヒトやモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり

(4)都市づくりの目標

① 暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標

- ・ 主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- ・ 都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。
- ・ 市街化調整区域に広がる D I D を中心とした人口密度の高い集落地などでは、集落周辺部のさらなるスプロール化を抑制しつつ、現在の生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の維持を目指します。

② リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標

- ・ 犬山城をはじめとする歴史・文化資源、国営木曽三川公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。
- ・ リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。
- ・ 広域幹線道路の整備を促進するなど、世界とつながる玄関口となる中部国際空港や名古屋港などとのアクセス性の向上を目指します。

③ 力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標

- ・ 既存産業の高度化や航空宇宙産業などの次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- ・ 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

④ 大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- ・災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。
- ・都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

⑤ 自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- ・中央部や南西部の農地、東部の樹林地などの緑地では無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- ・公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

(5) 将来都市構造図

(出典：尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)



3 小牧市都市計画マスタープラン

(1) 策定年次

令和2年（2020年）2月（令和7年（2025年）3月に改定）

(2) 目標年次

令和12年（2030年）

(3) 将来都市像

将来都市像

魅力・活力創造都市

～交流や元気を育み安全・安心に暮らし続けられるまち～

(4) 都市づくりの目標

① 中心拠点や地域拠点、名鉄小牧線沿線を中心に居住や都市機能が集積した集約型都市づくり

利便性の高い市街地を中心に居住の維持・誘導を図り、特に名鉄小牧線沿線ではより一層人口等の集積を高めます。さらに、小牧駅周辺から小牧山・市役所周辺にかけてまちなか居住が進み、広域的な都市機能が高度に集積した中心拠点の形成、味岡駅周辺、桃花台センター地区及び藤島地区において日常的な都市機能が集積した地域拠点の形成を図ります。また、各拠点の形成にあわせ公共交通や徒歩などさまざまな交通手段による連携強化などにより、日常生活に必要な生活サービスが身近に確保された暮らしやすい集約型の都市づくりを目指します。

② 自然と調和しながら、新しい活力や多様な交流を育む産業基盤づくり

市域の西部及び中央部に広がる既存工業地における土地利用の適正な誘導や中心拠点の活性化、高速道路や県営名古屋空港など、広域交通体系への恵まれたアクセス利便性や既存ストックを活かし、優良農地や森林保全とのバランス及び自然との調和に配慮した新たな産業用地や広域交流拠点の形成、活発な産業活動や多様な交流を支える幹線道路網の充実などにより、自然と調和しながら、新しい活力や多様な交流を育む産業基盤づくりを目指します。

③ 自転車や徒歩、公共交通を重視した、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくり

市民の豊かな暮らしを支える都市機能の誘導による拠点の形成にあわせ、広く分布した日常生活を支える都市機能の維持、集落地等での地域コミュニティの維持や再生・活性化に向けた多様な世代の定住促進・充実した公共交通網を軸とした移動手段の確保、ユニバーサルデザインに配慮した都市空間の形成、災害に強い都市づくりや地域防災力の強化、事前復興準備の取組み推進などにより、自転車や徒歩、公共交通を重視した、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくりを目指します。

④ 小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市環境・景観づくり

小牧山や熊野神社等の市街地内の貴重な緑、北東部の丘陵地の広域的な緑、歴史的な環境を形づくる緑等の保全と調和や公共交通の利用促進による CO2 排出量抑制による環境負荷が少なく緑豊かで快適に暮らせる都市環境づくり、市内を流れる河川や貴重な緑地空間をつなぐ水と緑のネットワークの形成、本市のシンボルである小牧山の景観や中心市街地に残る神社仏閣等をはじめとする市民が誇りを持てる歴史的な環境やまち並みの保全などにより、小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市環境・景観づくりを目指します。

⑤ 将来にわたり健全な都市運営が可能な持続発展を続ける都市づくり

集約型の都市構造への転換とあわせて、道路や公園等の都市基盤施設の効率的な改善・更新、公共建築物の施設配置や施設量の適正化、長寿命化対策の促進、公的不動産をはじめとした既存ストックの有効活用、市民・民間事業者と協働した都市づくりの促進や新たな担い手づくりなどにより、都市運営にかかるコストや新たな費用負担を抑制し、将来にわたり健全な都市運営が可能な持続発展する都市づくりを目指します。

(5) 将来都市構造

① 拠点の形成

1) 中心拠点

小牧駅から市役所・小牧山周辺の一帯を中心拠点到位置づけ、集客力が高く、幅広い利用者層が見込まれ、まちのにぎわい創出にも寄与する広域的な都市機能の集積・充実を図ります。

2) 地域拠点

味岡駅周辺、桃花台センター地区及び藤島地区（藤島団地東側の（都）藤島舟津線沿道）を地域拠点に位置づけ、市民の日常生活に必要な都市機能のうち、機能圏域が比較的広域であり、立地が促進されることにより、広く生活利便性の向上が期待でき、周辺での居住誘導にも寄与する商業、生活サービス、医療・福祉、行政等の都市機能の維持・誘導を図り、これら都市機能の集積を高めます。

3) 行政拠点

市役所、味岡・東部・北里の各市民センター及び西部・南部コミュニティセンター周辺を行政拠点に位置づけ、市民のコミュニティ活動や文化活動支援、行政サービス機能の維持を図ります。

②公共交通関連

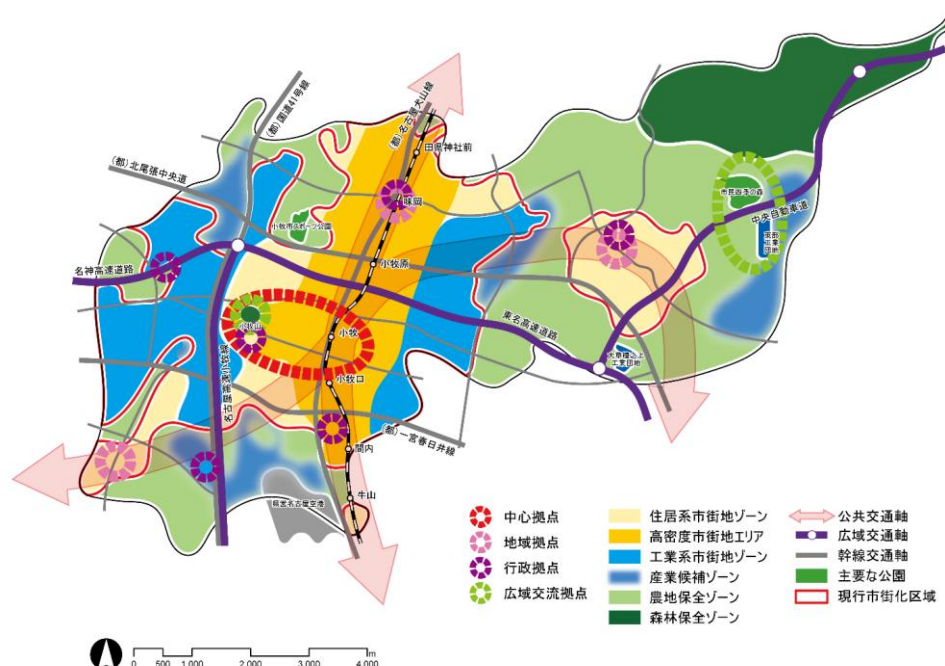
1) 南北鉄道軸

公共交通の軸として重要な役割を担う名鉄小牧線については、小牧駅周辺の中心拠点と味岡駅周辺の地域拠点との拠点間連携や、名古屋・犬山方向の都市間移動需要への対応等を図ります。

2) 東西公共交通(バス)軸

東西市街地の連携強化に資する東西公共交通（バス）路線については、小牧駅周辺の中心拠点と桃花台センター地区及び藤島地区の地域拠点との拠点間連携や、春日井・岩倉方向の都市間移動需要への対応等を図ります。

図 将来都市構造図



（出典：小牧市都市計画マスタープラン）

序-5 関連施策の整理

1 交通分野

都市計画運用指針では、コンパクトシティの実現に当たっては、地域公共交通の確保・充実を図ることも重要であり、立地適正化計画において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定と地域公共交通の確保・充実に関する取組と整合をもって定められることが必要であり、このような観点から、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画[※]は、市町村マスタープラン（これにみなされる立地適正化計画を含む。）との調和を保つこととされているところであり、両計画の内容の整合が図られ、地域公共交通の確保・充実と居住・都市機能の誘導が好循環をもたらしながら効果的に図られるよう、十分に調整を行うべきであるとされています。

本市では、これまで継続した公共交通政策を実施しており、平成 30 年（2018 年）3 月にはまちづくり、観光振興、福祉施策と連携し、持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、「小牧市地域公共交通網形成計画」を策定し、市・交通事業者・地域住民等が一体となって事業に取り組んできました。

その後、これまでの取り組みを継承しつつ、近年の地域公共交通を取り巻く環境に対応した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を目指す計画として「小牧市地域公共交通計画」を令和 7 年（2026 年）3 月に策定し、地域の実情に応じた、地域にとって最適な公共交通のあり方について、自らが中心となって、合意がなされた取組の実施に向けて、地域の関係者と連携しつつ、主体的に取り組むこととしています。

※ 地域公共交通計画：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものとして、国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねることで作成するもの。

2 都市再生・中心市街地活性化分野

都市計画運用指針では、中心市街地の活性化に関する法律第 9 条に規定する基本計画は、市町村マスタープラン（これにみなされる立地適正化計画を含む。）に適合することとされているところであり、例えば、都市機能誘導区域に設定してある施設を誘導しようとする一方、別の場所に中心市街地の区域を設定して当該施設の整備を促進するといったことがないよう十分に調整を行うべきであるとされています。

本市では、中心市街地の活性化に関する法律に規定する基本計画は策定しておりませんが、令和 4 年（2022 年）3 月に中心市街地のまちづくりの方向性を示した「小牧市中心市街地グランドデザイン」を策定し、小牧駅から小牧山にかけてのエリアを中心市街地として計画の対象範囲としています。

当該中心市街地では、これまで、中心市街地の活性化を図ることを目的として、国の社会資本整備総合交付金^{※1}等を活用し、中心市街地にふさわしい賑わいのあるまちづくりに取り組んでおり、「小牧市立地適正化計画」の策定後は、同計画に基づき、持続

可能でコンパクトな都市構造への転換を進めるとともに、本市の玄関口である小牧駅周辺においては魅力ある中心市街地の形成を図り、将来、人々が集い、滞在し、にぎわうなど都市機能の充実を図ることとし、令和2年度（2020年度）に創設された都市構造再編集中支援事業※²において、国からの集中支援（都市構造再編集中支援事業費補助）を受け、こまきこども未来館や小牧市中央図書館等を整備しました。

図 中心市街地の区域

(出典：小牧市中心市街地グランドデザイン)

3 住宅分野

本市では、愛知県が県民の住生活の安定の確保と向上の促進に関する基本的な方向性を示すマスタープランとして策定している「愛知県住生活基本計画 2030」において、

土地区画整理事業^{※1}を施行中の岩崎山前地区、文津地区、小牧南地区、小松寺地区、本庄地区、小牧原樋下地区が重点供給区域に設定されています。

また、愛知県では、愛知県住生活基本計画 2025 を踏まえた高齢者の住まい分野におけるアクションプランであり、高齢者の住まいの整備に関する施策の実施により、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的とした「愛知県高齢者居住安定確保計画」を策定しており、公的賃貸住宅におけるバリアフリー対応住宅の新規供給など、公的賃貸住宅での高齢者対応や人にやさしい街づくりの推進などの取組みが進められています。

なお、国では、高齢者世帯の増加や単身化の進行を背景として、高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるようサービス付き高齢者向け住宅^{※2}などの整備や、空き家を活用したコミュニティ施設の確保など安心・健康・省エネでバリアフリーにも配慮した、歩いて暮らせる「スマートウェルネス住宅・シティ」の実現に向けた取組みが進められています。

近年、空き家の数は増加を続け、今後、更に増加が見込まれる中、空き家対策の強化が求められており、こうした状況を踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されました。こうしたなか、本市では令和 6 年度（2024 年度）の空家等実態調査を実施し、令和 7 年度（2025 年度）には、令和 4 年（2022 年）2 月に策定した空家等対策計画の中間見直しを行うこととしております。

※1 土地区画整理事業：土地区画整理法の規定に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

※2 サービス付き高齢者向け住宅：バリアフリー構造等的高齢者にふさわしいハードとケアの専門家による安否確認サービス等の安心できる見守りサービスにより、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸等の住まいのこと。

4 農業・林業分野

都市計画運用指針では、立地適正化計画の作成に当たっては、居住誘導区域として定めようとする区域内だけではなく、都市全体を見渡すことが重要であり、農業振興地域整備計画^{※1}並びに地域森林計画^{※2}及び市町村森林整備計画^{※3}との連携を図ることにより、中山間部や農村部における施策との連携を図ることが望ましいとされています。

本市では、農地の利用集積等を積極的に進めるとともに、農地の持つ保水性や景観資源として農地の機能保全に努めることを目的とした「小牧農業振興地域整備計画」を策定し、今後概ね 10 年間以上農用地として保全すべき利用すべき土地を農用地区域として指定するなどの取組みを進めています。

また、愛知県が森林の保全・整備や林業に関する基本的な事項を定めた「尾張西三河地域森林計画」を指針として、市街化調整区域内^{※4}における森林整備の一層の推進を進めることを目的とした「小牧市森林整備計画」を策定し、保安林の指定等の取組みを進めています。

さらに、「小牧市緑の基本計画」において、緑の視点から、緑を守り身近なものとする

るために、まとまった自然とまちなかの樹林や生産緑地^{※5}以外の農地も含め保全することとしています。

なお、国では、都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成 27 年（2015 年）4 月に「都市農業振興基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行されています。

その後、都市農業の振興に関する基本的な計画として、これからの都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 28 年（2016 年）5 月に「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地を農業政策、都市政策の双方から再評価し、これまでの「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地を、都市に「あるべきもの」ととらえることを明確にした上で、「都市農業の多様な機能の発揮」を中心的な政策課題に据え、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針が示されています。

なお、基本法において都道府県や市町村は、都市農業の振興に関する地方計画を定めるよう努めることとされています。

- ※1 農業振興地域整備計画：農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために総合的な農業振興の計画として市町村が策定するもの。
- ※2 地域森林計画：森林法の規定に基づき、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針として都道府県が策定するもの。
- ※3 市町村森林整備計画：森林法の規定に基づき、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想（マスタープラン）として市町村が策定するもの。
- ※4 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域。
- ※5 生産緑地：都市計画法及び生産緑地法に基づくもので、市街化区域内の農地等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設等の敷地に適している 500 ㎡以上の土地を指定し、農林漁業との調和を図りつつ良好な都市環境の形成を図るもの。

5 防災分野

都市計画運用指針では、立地適正化計画の作成に際しては、大規模な地震、津波、集中豪雨、土砂災害等の自然災害に備え、災害に強く安全なまちとなるよう、ソフト・ハードの防災対策とあわせて検討・記載することが望ましく、例えば、居住誘導区域に災害の発生のおそれのある区域を含める場合には、当該区域の災害リスクを記載するとともに警戒避難体制の整備等の防災対策を検討・記載することが考えられるとされています。

本市では、本市における総合的な防災対策の一層の推進を図り、市民の生命・身体及び財産を風水害や地震災害から守ることを最大の目的とした「小牧市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」を策定し、風水害・原子力等災害対策や地震災害対策を進めています。

また、本市に起こりうる大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備えておくことで強靱なまちを作り上げるため、令和 2 年（2020 年）8 月に「小牧市地域強

靱化計画（以下「地域強靱化計画」という。）」を策定しています。

地域強靱化計画は、国が策定した国土強靱化基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図り、地域の強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となります。

市民の防災に対する意識向上、地域の防災力の強化を図るために平成28年(2016年)3月に作成した「小牧市防災ガイドブック」を全面的に見直し、より分かりやすく活用しやすいものとして令和3年(2021年)9月に新たに発行しました。

6 子育て分野

子育て分野では、都市計画運用指針における記述はありませんが、平成28年(2016年)10月4日付けの国からの通知では、子育て支援を効率的に提供し、良好な子育て環境を持続的に確保するためには、都市の将来像を考慮して、日常生活圏や拠点となる地域への子育て支援施設の適切な配置や、子育て世帯の誘導など、コンパクトシティの形成に関わる内容を子育て支援策と一体的に検討することが必要とされています。

また、国では、人口減少地域において、認定こども園^{※1}の活用による一定規模の子ども集団の確保や小規模保育^{※2}などにより身近な場所で保育の場の維持が可能となるよう地域の実情に応じた子育て支援の展開や出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実の一環として、事業所内保育所など企業主導型の保育所の整備・運営等を推進することについての方針を示した「子ども・子育て支援新制度」が平成27年(2015年)4月より本格施行されています。

なお、本市では、平成27年(2015年)3月に子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とした「小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画期間を5年間とし、計画期間中に見直しのほか、計画期間満了後には新たな計画を策定し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域の設定や教育・保育の量の見込みと提供体制の確保等の取組みを進めています。

また、全国的に少子化が進んでいる一方で、働く女性の増加や令和5年(2023年)4月から本市独自の施策として0歳児から2歳児までの保育料を無償化したことにより、低年齢児の保育ニーズは増大しており、本市においても例外ではありません。増大する低年齢児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業所や保育園の整備を推進するほか、老朽化した園舎の改修などの取組みを進めています。

※1 認定こども園：幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持った施設。

※2 小規模保育：0歳児から2歳児までを対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育。

7 教育分野

教育分野では、国において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和5年(2023年)6月に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の

ため、公民館等の社会教育施設の機能強化を図るとともに、地域コミュニティの拠点を形成するため、学校施設との複合化や、文教施設を官民連携で整備することが重要であると示されています。

また、国では、少子化の更なる進展に対応するため、平成 27 年（2015 年）1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」が策定されました。

当該手引きでは、今後の児童生徒数の動向を踏まえ、児童生徒数の減少による教育への影響が顕在化した場合には、時間的な余裕をもって学校統廃合の適否に係る検討を進めることが必要であるとしています。さらに、平成 27 年（2015 年）11 月に学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議から「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」の報告がされ、学校施設についても、より効果的・効率的な施設整備の手法として、他の公共施設等との複合化や公民連携による整備手法等を検討することが有効であり、また、既存校舎や余裕教室等を活用し、地域において需要のある公共施設等を整備することも、公共施設の効果的・効率的な整備に資するという観点から重要であると示されています。

本市では、平成 29 年（2017 年）3 月に「小牧市教育大綱」を踏まえ、中長期的かつ総合的な展望に立って計画的に教育課程の解決に取り組むため、計画期間を 10 年として策定した「小牧市教育振興基本計画」において、児童生徒数の動向に応じて、将来的な学校規模の適正化に関する調査・研究を行うことを取組の 1 つと位置づけました。

そして、今後も本市の児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進んでいくことが想定される中、令和 6 年（2024 年）9 月に将来を担う子どもたちに充実した教育環境を整えるため、子どもたちにとってより望ましい教育環境と本市における学校施設の適正規模・適正配置の基本的な考え方を整理した「小牧市新たな学校づくり推進計画」を策定し、この計画を基に学校再編を進めていくこととしています。

8 健康・医療・福祉分野

都市計画運用指針では、高齢者でも健康・快適に暮らせるまちづくりを進めるという観点からすれば、健康・医療・福祉分野との連携を図ることが求められ、都道府県医療計画^{*1}、市町村介護保険事業計画^{*2}、市町村高齢者居住安定確保計画^{*3}、市町村地域福祉計画^{*4}等と連携を図ることにより、医療、介護、生活支援などが日常生活の場（日常生活圏域^{*5}）で適切に提供されるような体制を目指す「地域包括ケアシステム^{*6}」との連携を図ることが望ましいとされています。

また、「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（技術的助言）」（平成 26 年（2014 年）8 月 国土交通省都市局まちづくり推進課・都市計画課・街路交通施設課）では、立地適正化計画制度などの活用も図りながら、日常生活圏域等における必要な機能の確保や、歩行空間や公共交通ネットワークの充実等の取組みにより、急速に進む超高齢社会への対応として、「健康・医療・福祉のまちづくり」に速やかに着手し、スピード感を持って取り組むことが、強く求められています。

さらに、平成 28 年（2016 年）10 月 4 日付けの国からの通知では、コンパクトシティ

施策に取り組む市町村においては、都市の将来像を明確にし、将来の高齢者の居住地や地域公共交通ネットワークの状況を考慮するなど、時間軸を意識して、コンパクトシティの形成を地域包括ケアシステムの構築と一体的に検討することが必要であるとされています。

- ※1 都道府県医療計画：医療法の規定に基づき、都道府県が地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- ※2 市町村介護保険事業計画：介護保険法の規定に基づき、市町村が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施するために策定するもの。
- ※3 市町村高齢者居住安定確保計画：高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づき、市町村が高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給等により、高齢者の居住の安定を確保するために策定するもの。
- ※4 市町村地域福祉計画：社会福祉法の規定に基づき、市町村が地域における福祉サービスの適切な利用の推進等の事項を一体的に定めるために策定するもの。
- ※5 日常生活圏域：概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される圏域。
- ※6 地域包括ケアシステム：団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと。

（１）健康分野に関する施策の方向性

健康分野では、本市において、「健康寿命の延伸」を最終目標とする健康施策の指針である「小牧市健康づくり推進プラン」を策定し、民間企業や各種団体などと連携しながら、市民一人ひとりの健康づくりを支えるための環境を整え「誰一人取り残さない健康づくり」の実現を目指すこととしています。

（２）医療分野に関する施策の方向性

医療分野では、愛知県において、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とした「愛知県地域保健医療計画」が策定され、在宅医療の医療連携体制の構築等に向けた取組みが進められています。なお、本市は、春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町及び扶桑町とともに尾張北部医療圏（二次医療圏※）に属しています。

また、国では、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成 26 年（2014 年）6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、平成 27 年（2015 年）4 月より、都道府県が医療機能ごとの医療需要や必要病床量など地域の医療体制の将来のあるべき姿を定めた「地域医療構想」を医療計画において策定することとなり、愛知県においても平成 28 年（2016 年）3 月に「愛知県地域医療構想」を策定しています。

なお、本市では、小牧市民病院が第 1 期の建設から約 30 年が経過し、施設整備の老朽化などによる医療機能の制約と療養環境の低下といった問題への対応や、尾張北部

医療圏の医療体制における中核病院として引き続きその役割を果たしていくため、「小牧市民病院建替基本計画」を平成 26 年（2014 年）3 月に策定し、平成 31 年（2019 年）1 月末に建設工事が完了し、令和元年（2019 年）5 月 1 日に開院しました。

※二次医療圏：都道府県をいくつかに分け、一体の区域として、入院医療を提供することが相当である単位で、一般の入院に係る医療を提供します。なお、健康管理、予防、一般的な病気や怪我などに対応して住民の日常生活に密着した医療、保健、福祉サービスを提供する市町村の単位を一次医療圏、特殊な医療を提供する都道府県の区域の単位を三次医療圏といいます。

（3）福祉分野に関する施策の方向性

福祉分野のうち、地域福祉、高齢者福祉、介護分野では、本市において「小牧市地域包括ケア推進計画（小牧市地域福祉計画・小牧市老人福祉計画・小牧市介護保険事業計画）」をはじめとした各種計画を策定し、日常生活圏域を基本単位とした地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、支え合う場や機会づくり、サポート体制の充実、環境づくりを目標とした取組みを進めています。

また、障がい福祉分野では、本市において「第 4 次小牧市障がい者計画」を策定し、だれもが地域の一員として主体的に関わりながら、相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めています。

9 公共施設再編分野

都市計画運用指針では、公共施設の再編は都市の在り方に密接に関わるものであることから、公共施設等総合管理計画^{*}等の公的不動産（市町村が保有する公有地及び公共施設等）に関する計画と連携を図ることにより、たとえば、公共施設を再編するに当たって都市機能誘導区域への集約化を図る、既存の公共施設や公有地を有効活用して誘導施設を整備する等の取組を進めることが望ましいとされています。

また、「まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン」（平成 26 年（2014 年）4 月 国土交通省都市局都市計画課）において、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置の推進や公的不動産を活用した不足する民間機能の誘導といった取組みを進めることがコンパクトシティの推進に有効であるとされています。

なお、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えることや、地方公共団体の財政状況が依然として厳しい状況にあるなどの背景から、各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成 26 年（2014 年）1 月に「公共施設等総合管理計画」の策定要請が出されています。

本市では、その要請に基づき、公共施設の実態を把握した「小牧市公共施設白書」を平成 26 年（2014 年）10 月に策定し、当該白書に基づき、平成 27 年度（2015 年度）より「小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針（小牧市公共施設等総合管理計画）」並びに「小牧市公共施設適正配置計画」及び「小牧市公共施設長寿命化計画」を平成 29

年（2017 年）3 月に策定しました。また、計画策定から一定の期間が経過したことを踏まえ、令和 5 年（2023 年）3 月に再編計画や個別施設計画などの内容を反映して、それぞれの計画を改定しました。

※公共施設等総合管理計画：長期的視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするもの。

10 産業分野(商工業)

産業分野（商工業）では、平成 28 年（2016 年）7 月には「小牧市中小企業振興基本条例」を施行し、平成 31 年（2019 年）4 月には小牧商工会議所と共同で『こまき新産業振興センター』を設立し、市内事業所の支援を推進してきたところです。また、コロナ禍を経て、大きく変化した社会経済環境に対応した「小牧市企業新展開支援プログラム（2023～2027）」を令和 5 年（2023 年）3 月に策定し、持続可能な社会を支える産業・経済の確立を目指し、既存企業の経営支援のほか、航空宇宙産業を始めとする次世代産業振興に向けた取組支援など、産業集積の強化を進めることとしています。